

平成30年11月20日付け浪江町公告第29号
公募型プロポーザル参加者各位

浪江町長
(公印省略)

回答書

平成30年11月26日付けで頂いた質問につきまして、下記のとおり回答します。

記

業務名：浪江町ふるさと納税事業支援業務委託

番号	資料の種類	頁	質疑内容	回答
1	仕様書	2	返礼品をポイント制とすることは可能か。ポイント制とした場合、返礼品代は月次のポイント発行分とできるか。	ポータルサイト運用開始時は、寄附者が寄附をする都度に返礼品を選択する方法とします。 寄附金額に応じた返礼品相当額のポイントを付与し、寄附者はポイントを積立てて返礼品を選択できるというポイント制については、先に挙げた返礼品選択方法との併用等も含め、受注者と協議の上導入を判断します。
2	仕様書	1	平成31年3月中にサイトでの寄附受付を開始させた場合、平成31年3月中に受け付けた寄附に対する委託費の請求は可能か。	可能です。
3	実施及び審査要領	5	参加申し込み内の(1)提出書類、「ア提出書類確認表」は弊社の任意様式で構わないか。	任意様式で構いません。 当該資料3頁の8(1)提出書類イ～カの書類が提出されていることが分かる内容のものとしてください。

担当：浪江町役場 企画財政課
財政管財係 事務局
TEL:0240-34-0237
FAX:0240-34-4593